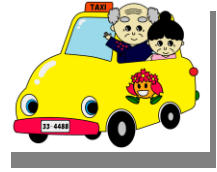


必ずお読みください

高齢者福祉タクシーについて



※ 福祉タクシー利用券は、20枚全てにお配りした「利用者シール」を貼り付けるか、氏名を記入してからご利用ください。

1. タクシー料金に対し、500円ごとに1枚の利用券を使用できます。
2. タクシー料金を超える利用券の使用はできません。不足する料金は、利用者の負担となります。
3. タクシーの利用目的に制限はありません。(買い物、通院など)
4. 今年度の福祉タクシー利用券の有効期間は令和7年3月31日までです。
来年度も高齢者福祉タクシー事業を継続する場合は、あらためて令和7年の3月末頃に文書でご案内します。
5. 福祉タクシー利用券の再交付はできません。
※ ただし、汚損した場合は、汚損した福祉タクシー券(未使用のもの)と印を持参のうえ、高齢者保険課で申請していただくと、汚損した福祉タクシー券と引き換えに再交付いたします。
6. 福祉タクシー利用券は、対象者本人が乗車する時のみ使用できます。本人と一緒に家族や友人等が乗る場合でも使用できますので、ぜひ乗り合わせの際にもご利用ください。
7. 福祉タクシー利用券を使用できるタクシー会社は指定されています。
利用券の表紙裏に記載してありますのでご覧ください。

質問等がございましたら、下記までお尋ねください。

高齢者保険課 高齢者係 ☎33-4488

